

用語の解説

住宅

一戸建ての住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。なお、いわゆる「廃屋」については、この調査では住宅としていない。

専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅

店舗その他の併用住宅

店舗、作業場、事務所などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅

主世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とした。

普通世帯

住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も「普通世帯」とした（主世帯は全て「普通世帯」）。

高齢者のいる世帯

65歳以上の世帯員がいる主世帯を「高齢者のいる世帯」とし、次のとおり区分した。

- ・ 高齢単身世帯
65歳以上の単身の主世帯
- ・ 高齢者のいる夫婦のみの世帯
夫婦とも又はいずれか一方のみが65歳以上の夫婦のみの主世帯
- ・ 高齢者のいるその他の世帯
高齢者のいる世帯から上記の二つを除いた主世帯
(高齢者と生計を共にするその他の世帯員で構成される主世帯)

現住居以外に所有する住宅

普通世帯の世帯員が、現在居住している住宅又は住宅以外の建物のほかに所有している住宅（共有の場合を含む。）をいう。ここでいう「所有している」とは、登記の有無にかかわらず世帯員がその住宅の固定資産税を納付している場合をいい、世帯員が相続する予定の住宅について相続手続き中の場合も「所有している」とした。ただし、一時現在者のみの住宅（昼間だけ使用している住宅や、何人かの人が交代で寝泊まりしている住宅）及び建築中の住宅は除いた。

世帯所有空き家

現住居以外に所有する居住世帯のない住宅のうち、主な用途が「賃貸用」、「売却用」、「二次的住宅・別荘用」以外の住宅をいう。例えば、転勤などのため家族全員が長期にわたって不在の住宅や、使用目的がない住宅など。

利用上の注意

- 1 本文及び図表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
- 2 「-」は、該当数値がないもの、又は数字が得られないものを示す。
- 3 「0」は、集計した数値が表章単位に満たないものを示す。